## **令和5年度 月別・会場別講習等計画表 <松本会場>** 一般社団法人 中部労働技能教習センター

区分種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024年1月	2024年2月	2024年3月
数実 移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5 t 以上)			5~10 (月~土)				9~1 4 (月~土)				12~17 (月~土)	
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転 (機体質量 3 t 以上)	10~14 (月~金)	15~19 (月~金)	5~9 (月~金)	10~14 (月~金)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	6~10 (月~金)	11~15 (月~金)	15~19 (月~金)	12~16 (月~金)	11~15 (月~金)
車両系建設機械(解体用)運転 (機体質量 3 t 以上)		1 (月)		24 (月)		11 (月)		29 (水)		26 (金)		7 (木)
不整地運搬車運転 (最大積載量1 t 以上)		1~2 (月~火)			1~2 (火~水)			1~2 (水~木)			1~2 (木~金)	
能 高所作業車運転 (作業床の高さ10m以上)	20~21 (木~金)	25~26 (木~金)	15~16 (木~金)	25~26 (火~水)	17~18	15~16 (金~土)	30~31 (月~火)	27~28 (月~火)	26~27 (火~水)	29~30	28~29	28~29 (木~金)
小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5 t 未満)	※松本会場で	小型移動式クレ	ーン運転技能講習	oのみを受講するE	程は、下記の小	型移動式クレーン	運転技能講習+玉	掛け技能講習 セ	ット講習 (計5)	<mark>日間)の日程の初E</mark>	Bから3日間とな	ります。
フォークリフト運転 (最大荷重1 t 以上) ※赤字は休日講習	15·16→22·23 (±·日·±·日)	22~25 (月~木)	12~15 (月~木)	1 · 2→8 · 9 (± · 日 · ± · 日)	7~10 (月~木)	2 · 3 → 9 · 10 (± · 日 · ± · 日)	23~26 (月~木)	11 · 12→18 · 19 (土 · 日 · 土 · 日)	18~21	22~25 (月~木)	19~22 (月~木)	2 · 3→9 · 10 (± · 日 · ± · 日)
	17~20 (月~木)		26~29 (月~木)	18~21 (火~金)		19~22		13~16 (月~木)				25~28 (月~木)
ショベルローダー等運転 (最大荷重1t以上)		8~11 (月~木)						20~23 (月~木)				
セ 小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5 t 未満)+ 玉 掛 け(つり上げ荷重1 t 以上) セット講習	3~7 (月~金)		5/29~6/2 (月~金)			8/28~9/1 (月~金)	2~6 (月~金)		4~8 (月~金)		5~9 (月~金)	
議 玉掛け(つり上げ荷重1 t 以上) + クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5 t 未満)セット講習	24~28 (月~金)			3~7 (月~金)		4~8 (月~金)				5・6→9~11 (金・土・火~木)		
クレーン運転 (つり上げ荷重5 t 未満)	13~14 (木~金)	18~19 (木~金)	20~21 (火~水)		7/31~8/1 (月~火)	28~29 (木~金)		9~10 (木~金)	14~15		26~27 (月~火)	21~22 (木~金)
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3 t 未満)		11~12 (木~金)	20~21			7~8 (木~金)			11/30~12/1 (木~金)			4~5 (月~火)
特 ローラー運転 (無制限)	24~25 (月~火)					4~5 (月~火)				30~31 (火~水)		
別 高所作業車運転 (作業床の高さ10m未満)			22~23 (木~金)				26~27 (木~金)					7~8 (木~金)
育 フォークリフト運転 (最大荷重1 t 未満)		29~30 (月~火)							25~26 (月~火)			
巻上げ機(ウインチ)					28~29							18~19 (月~火)
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業	12 (水)		19 (月)		23 (zk)		12 (木)		22 (金)		2 (金)	
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育			23 (金)					17 (金)				
数はい作業従事者安全教育						19 (火)						

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別教育や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部負担していただくことになります。